

小中学校教職員定数の適正配置及び改善を求める意見書

次代を担う子どもを健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。

教育は、国家百年の計であり、人材が最大の資産であるわが国においては、教育の充実が未来への投資である。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、教員に求められる役割も拡大する中、教員が授業等において、児童生徒への指導及び支援に専念できる環境をつくることが求められている。一方、いじめ・不登校問題の顕在化や、学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの児童生徒の増加、貧困による学力格差の問題などの教育課題は増加の一途をたどっている。

こうした中、平成二十七年六月一日、財政制度等審議会は、義務教育教職員定数について、平成三十六年度までに教員約四万二千人の削減が可能であり、定数合理化計画の策定を検討すべきとの「財政健全化計画等に関する建議」を行った。財務省は三万六千人規模の削減を検討していると報じられている。このことは、地域の声や実情と相反するものであり、到底受け入れることができない。

また、平成二十七年六月三十日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」においては、少子化の進展を踏まえた予算の効率化を基本方針として、少子化の進展及び小規模化した学校の規模適正化の動向を踏まえ、国が各都道府県等に教職員定数の見通しを示し、これに基づき計画的に教職員を採用・育成・配置することとされている。この国が示す教職員定数の見通し次第では、実質的な定数合理化につながることが懸念される。

よって、政府におかれては、本県の実情を勘案され、基礎学力の向上を軸に、子どもたちの夢をかなえる質の高い教育環境の整備に向けた取組を進めるため、少人数学級やティームティーチングの推進、特別支援学級や複式学級の学級編制基準の引き下げなどを含む定数改善計画を策定され、確実に実施されることを強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十七年十二月 日

福岡県議会議長 井上忠敏

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
文部科学大臣	馳浩 殿
内閣府特命担当大臣	加藤勝信 殿